

溶接学会九州支部 論文査読規定

名称・目的：

- (1) 溶接学会九州支部講演論文集（以下論文集と言う）に論文講演として投稿された論文の査読及び審査を行うため、論文査読委員会（以下委員会と言う）を設置する。
- (2) 委員会は、溶接学会投稿規定（本部規定；<https://jweld.jp/kitei/toukou-kitei.html>）に沿って投稿論文の査読及び審査を行い、論文発表の可否及び論文集への掲載の可否を決定する。

委員会の構成：

- (3) 委員長は支部長が担当する。委員長が共著者の1名となる場合は、委員長が商議員のうち1名を委員長に指名する。指名に際しては、審査の中立性が確保されるように努める。
- (4) 委員長は委員会を主宰し、投稿された論文の内容に応じて査読者2名を選任する。査読者の本会会員資格の有無は問わない。
- (5) 委員長及び査読者2名により委員会を構成する。

任期：

- (6) 任期は、当該年度の講演論文が発行されるまでとする。

委員会の業務：

- (7) 委員会は以下の業務を担当する。
 - 委員長による査読者の選任と査読員による査読の実施
 - 査読結果の調整と処置
 - 査読判定に基づく審査と論文集への掲載可否の決定
 - その他論文の査読、審査に関する事項

査読・審査：

- (8) 査読は複数同時並行で行い（以下第一査読と言う）、査読者間及び査読者と著者の間の直接の談合は禁止する。
- (9) 第一査読の結果、二名の査読員の可否判定が異なる場合、委員長は新たに査読者を選任して査読を依頼する。（以下第二査読と言う）
- (10) 第一査読の結果、二名の査読員が共に掲載否と判定した場合、論文集への掲載は認めない。
- (11) 第二査読の結果、掲載可の結論が報告された場合、掲載可とする。また、掲載否の結論が報告された場合、論文集への掲載は認めない。
- (12) 査読者氏名及び論文査読経過は公表してはならない。
- (13) 投稿者及び第三者より査読過程に疑義が指摘された場合は、支部長を除く商議員により構成する会議の議決により選任された第三者委員会が調査を行い、必要に応じて疑義を指摘した人に回答する。
- (14) 掲載否と決定した論文に対しては、委員長が著者に判定理由を示して通知する。

付則

- A) 査読員に対して、図書カード等の手段により謝礼を支給することができる。
- B) この規定の改廃は商議員会の議決を要する。
- C) この規定は、商議員会の議決により2021年5月24日から施行する。